**平成２９年（フ）第１３４号**
千葉県浦安市堀江４丁目１番33―202号　ラシィーヌ相田
債務者　丹沢　浩之（旧姓若菜）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１９号**
新潟市中央区堀之内南１丁目13番19号　サーパス堀之内303号、前住所新潟市中央区堀之内南１丁目17番18号　第２グローリーマンション505号
債務者　青木　裕一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４４号**
新潟市江南区東本町５丁目６番21号
債務者　南場　良子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第５６号**
新潟市西区上新栄町２丁目７番20号
債務者　加藤　旬子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６４号**
新潟市中央区二葉町３丁目5932番地574　日和山改良住宅Ａ棟135号
債務者　大竹　勝男
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４１号**
長野県松本市井川城３丁目７番６号　笠井貸家西号
債務者　市瀬　　聡（旧姓浅村）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第１６号**
長野県飯田市山本666番地７
債務者　亀割美由紀
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２９年（フ）第５３号**
三重県鈴鹿市高岡町2668番地　ロイヤルラファミーユＡ106
債務者　小林　美友
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第３４号**
兵庫県神崎郡市川町西川辺539番地の１　フルーヴ101号
債務者　村上　武志
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第７８号**
兵庫県加古川市尾上町安田352番地の１　セントラルコート２―103号
債務者　藤原　咲希（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第４７号**
奈良県香芝市真美ヶ丘１丁目６番21―101号　クレスト真美Ａ
債務者　福田　弥生
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第２４号**
鳥取県鳥取市卯垣５丁目30番地　Ｄ―15、旧住所鳥取県鳥取市用瀬町川中563番地１
債務者　谷口　和男
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２５号**
鳥取県鳥取市卯垣５丁目30番地　Ｄ―15、旧住所鳥取県鳥取市用瀬町川中563番地１
債務者　谷口　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１５７号**
鳥取県米子市淀江町淀江707番地
債務者　鴨田　雅明
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第５０号**
広島県廿日市市串戸２丁目12番11号（２）
債務者　上田　智惠
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５１号**
広島県廿日市市串戸２丁目12番11号（２）
債務者　上田　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１２５号**
広島県東広島市西条東北町15番47号スガハラアパート２
債務者　木村　住男
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部